

令和3年度

第2回 農業委員会総会議事録

静岡市農業委員会

## 第 2 回 総 会 議 事 録

1 開催日時 令和3年5月18日（火）午後2時30分から午後4時15分

2 開催場所 静岡市役所本館4階 41会議室

3 出席委員（20人）

会長 13番 西ヶ谷量太郎

会長職務代理者（副会長） 12番 徳田 雅亮

委員 1番 伊藤 修司 2番 遠藤 公夫 3番 大石 雅章

4番 大石 泰子 5番 大塚 師輝 6番 佐藤 直美

7番 佐藤 操 8番 白岩 正行 9番 杉山 寿朗

10番 鈴木 茂樹 11番 鈴木 長一 14番 西子 親慶

15番 仁藤 雅巳 16番 堀越 隆正 17番 牧野 正昭

18番 松永 一雄 19番 望月 芳明 20番 山田 常己

4 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第 7号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による  
農用地利用集積計画の決定について

議案第 8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第 9号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第10号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第11号 非農地証明申請について

議案第12号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の承認について

議案第13号 農業委員会が定める別段の面積の決定について

報告第 7号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第 8号 農地法第4条第1項第8号及び同法第5条第1項第7号  
の規定による届出について

報告第 9号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

5 農業委員会事務局職員

事務局長 増田 雅之、次長 杉本 光利、次長補佐兼農政係長 水嶋 成彦、副主幹 鈴木 康生、主査 田杉 真里、農地利用最適化推進係長 渡邊 貴行、農地係長 丸山 美咲、副主幹 小林 満明、主任主事 奥山 雅吉、主任主事 石川 尚美

## 6 会議の概要

議長 　　ただ今から、令和3年度第2回静岡市農業委員会総会を開会いたします。出席委員は定数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、静岡市農業委員会総会会議規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

19番 望月芳明委員、20番 山田常己委員にお願いいたします。次に委員の皆様にお願ひがあります。議案等の質疑の際、発言のある方は挙手をお願ひします。また、発言の際には議席番号と氏名を宣告の上、ご発言ください。なお、会議録の作成にあたり、マイクが届いてからのご発言に、ご協力をお願ひします。それでは、最初に議案第7号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願ひします。

事務局長 　　【議案第7号朗読】

申請は2ページに記載のとおり1件でございます。内容については、担当の農地利用課職員から説明いたします。

農地利用課 　　令和3年5月31日に公告を予定している農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めるため、審議をお願ひするものです。お手元の議案書1ページをご覧ください。今回の農用地利用集積計画案は所有権移転1件です。2ページをご覧ください。所有権移転する農地は、清水区の農地で合計面積が1,096㎡です。申請事由ですが、譲渡人は農業経験がなく相続した農地の管理は難しく、一方、譲受人は清水区在住の72歳の認定農業者で約870aの農地を耕作しており、柑橘を中心に今後規模拡大したく、双方で話がまとまったため今回の所有権移転の申請となりました。譲受人は、72歳と比較的高齢ではありますが、37歳の息子も農業経営に携わり、後継者として認められるため、問題はないと判断しました。売買金額についてですが、金額は譲渡人、譲受人の双方の話し合いによって決定し、10aあたり1,600,000円で算出されています。

議長 　　ただいまの議案第7号について、発言のある方は挙手をお願ひします。  
発言もないようですので、議案第7号について、原案のとおり決定してよいでしょうか。

(異議なし)

議 長 議案第7号は原案のとおり決定いたしました。次に、議案第8号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 【議案第8号朗読】

申請は4ページ、5ページに記載のとおり10件でございます。

議 長 それでは、地区審査を行いました各班から、担当職員の内容説明と、班長の審査結果の説明をお願いします。

事務局 1班です。整理番号7番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、売買による所有権移転です。申請事由ですが、譲受人は経営規模を拡大するため、譲渡人は要望に応えるとのことです。整理番号8番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、売買による所有権移転です。申請事由ですが、譲受人は経営規模を拡大するため、譲渡人は要望に応えるとのことです。整理番号9番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、使用貸借による権利の設定です。申請事由ですが、親から子への権利移譲になります。整理番号10番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、売買による所有権移転です。申請事由ですが、譲受人は経営規模を拡大するため、譲渡人は、要望に応えるとのことです。

8 番 職員から説明がありました整理番号7番、8番、9番、10番の4件については、1班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしくをお願いします。

事務局 2班です。整理番号11番、駿河区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑です。親子間の贈与による所有権の移転です。受贈者は年間65日農作業に従事しており、農業経営は、父と受贈者の2人が主に行っているとのことです。

5 番 職員から説明がありました整理番号11番の1件につきましては、2班としては許可相当と判断しました。

事務局 3班です。整理番号12番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。申請事由ですが、譲受人は規模を拡大したく、譲渡人は要望に応え、話がまとまり申請に及んだものです。整理番号13番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。申請事由ですが、贈与による所有権の移転であり、申請に及んだものです。整理番号14番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。申請事由ですが、譲受人は新規で農地を取得し、譲渡人は要望に応えるとのことです。本案件については、先月の令和3年度4月総会、議案第6号でご審議いただきました、農業委

員会が定める別段の面積の決定について個別で下限面積を設定した案件に関連する申請です。整理番号15番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。申請事由ですが、贈与による所有権の移転であり、申請に及んだものです。

6 番 職員から説明がありました整理番号12番、13番、14番、15番の4件については、3班としては許可相当と判断しました。

事務局 4班です。整理番号16番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。申請事由ですが、譲受人は規模を拡大したく、譲渡人は要望に応え、売買の話がまとも申請に及んだものです。

7 番 職員から説明がありました整理番号16番の1件については、4班としては許可相当と判断しました。

議長 これより、質疑に入ります。地区審査会の説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

3 番 整理番号12番の件で、29㎡で規模拡大となっていますが、他の表現はあるのですか。

事務局 面積は小さいですが、規模拡大として表記することとします。分かりやすくするために、面積の大小に関わらず規模拡大ということで統一していくこととします。

議長 発言もないようですので、議案第8号について、原案のとおり決定してよいでしょうか。

(異議なし)

議長 議案第8号は、原案のとおり決定いたしました。次に、議案第9号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 **【議案第9号朗読】**

申請は7ページに記載のとおり2件でございます。

議長 それでは、地区審査を行いました各班から、担当職員の内容説明と、班長の審査結果の説明をお願いします。

事務局 2班です。整理番号1番、駿河区の案件です。内容は記載のとおりです。申請事由ですが、いちご狩りの来客者用駐車場として使用していた借地が使用できなくなり、大型バスが駐車できる駐車場が新たに必要となったため、当該農地を駐車場に転用したく申請に及んだものです。農地区分は農用地区域内農地です。観光農園の駐車場として使用し、隣接農地との境界には擁壁を設置するとのことで

す。被害防除、排水等については特に問題なく、代替性も検討され、転用面積も適当と思われます。

5 番 職員から説明がありました整理番号1番の1件につきましては、2班としては許可相当と判断しました。

事務局 4班です。整理番号2番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。申請事由ですが、近隣の介護事業所などの店舗、事業所の従業員用駐車場として借用したいとの話をうけ、本申請地を駐車場としく、申請に及んだものです。農地区分は第3種農地で、隣接農地への被害防除、排水等については問題なく、転用面積も適当と思われます。この案件につきましては、追認案件として是正方針を決定した案件です。

7 番 職員から説明がありました整理番号2番の1件につきましては、4班としては許可相当と判断しました。

議長 これより質疑に入ります。地区審査会の説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

5 番 整理番号2番。内容的には問題ありませんが、市街化と隣接しているということで間違いやすかったということですが、この区域の中に同じ様に駐車場に貸しているといったようなことは、他にはないということでしょうか。

事務局 申請者の所有地に関してはこの土地だけ許可を得ていなく、あとの農地は適正に管理されていることは確認しております。しかし、市街化に隣接する地域でこのような案件がないかという点については調査方法を検討します。

1 2 番 この地区は非常に紛らわしいです。これからも他にないかなど確認しなくてはならないと思いますが、こうした紛らわしい地域は、このようなことがないように農業委員会として、或いは農協をとおして、農家の方に対し、農地法の手続きなど、周知の方法を考えていかなければならないと思いました。農家にだけではなく、建設業協会など各協会、行政書士などにも手続きが必要な場合などについて、PRを考えていかないといけないと感じました。

議長 発言もないようですので、議案第9号について、原案のとおり決定してよいでしょうか。

(異議なし)

議長 議案第9号は、原案のとおり決定いたしました。次に、議案第10号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長

【議案第10号朗読】

申請は9ページ、10ページに記載のとおりです10件でございます。

議長

それでは、地区審査を行いました各班から、担当職員の内容説明と、班長の審査結果の説明をお願いします。

事務局

1班です。整理番号9番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、賃借権の設定です。申請者は、市内に本社を置く土工工事業を営む法人です。申請事由ですが、現在、清水区に資材置場及び駐車場を借りておりますが、所有者の都合で返却することになり、申請地の所有者に相談したところ、話しがまとまり申請に及びました。農地区分は、第2種農地と判断されます。隣接農地の被害防除、排水等については特に問題ないと思われます。代替性も検討され、転用面積も適当と思われます。整理番号10番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、使用貸借による権利の設定です。申請事由ですが、現在、実家で生活をしておりますが、子供の成長と共に手狭になり両親に相談したところ、父親所有の土地を借り住宅を建築することで話しがまとまり申請に及びました。農地区分は、第2種農地と判断されます。隣接農地の被害防除、排水等については特に問題ないと思われます。代替性についても検討され、転用面積も適当と思われます。整理番号11番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、売買による所有権移転です。申請者は、市内に本社を置く土木工事業を営む法人です。申請事由ですが、現在、清水区に本社がありますが、本社が手狭になり移転したく所有者に相談したところ、話しがまとまり申請に及びました。農地区分は、第2種農地と判断されます。隣接農地の被害防除、排水等については特に問題ないと思われます。代替性も検討され、転用面積も適当と思われます。整理番号12番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、使用貸借による権利の設定です。申請事由ですが、現在、借家で生活をしておりますが、子供の成長と共に手狭になり両親に相談したところ、父親所有の土地を借り住宅を建築することで話しがまとまり申請に及びました。農地区分は、第1種農地と判断されます。不許可の例外、にじみだしに該当しませ隣接農地の被害防除、排水等については特に問題ないと思われます。代替性についても検討され、転用面積も適当と思われます。整理番号13番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、売買による所有権移転です。申請事由ですが、現在、物干し、物置等のスペースが不足しているた

め、所有者に相談したところ話しがまとまり申請に及びました。農地区分は、第2種農地と判断されます。隣接農地の被害防除、排水等については特に問題ないと思われます。

8 番 職員から説明がありました整理番号11番以外については、1班としては許可相当と判断しました。整理番号11番につきましては、地区審査会で現地調査及び聞き取り調査を実施しましたので、報告いたします。転用事業者は各所に資材置場、駐車場など分散しております。業務は土木工事、草刈業務を小田原、豊橋間で実施しております。選定理由にもありますがインターを起点として東西に移動するには適地ということでした。従業員の通勤も便利であるということでした。従業員は102名、車両は32台あるということで、段々規模が大きくなってきており、現在の場所では手狭であるとのことでした。地元の自治会には説明済みであり、北側隣地の農地の土地所有者にも本計画を説明済みであり、担当行政書士から説明をしているということでした。被害防除については盛土をして、北と南には土留をします。入口は東西にあり、特に問題はないことを確認しました。以上、整理番号11番につきましても、1班としては許可相当と判断しました。

事務局 2班です。整理番号14番、駿河区の案件です。内容は記載のとおりです。申請事由ですが、従来から来訪者用の駐車場が不足し苦慮していたが、譲渡人から駐車場用地の贈与の申し出があり、申請に及んだものです。農地区分は第2種農地と判断されます。隣接農地の被害防除、排水等については特に問題なく、代替性も検討され、転用面積も適当と思われます。整理番号15番、駿河区の案件です。内容は記載のとおりです。申請事由ですが、賃借人は、駿河区に事務所を置く、主に造園工事業を営む法人です。現在、同区に資材置場を確保していますが、事務所から遠く、また道路幅員が狭く大型車両の通行に不便を来していました。近年、宅地分譲工事の受注が多く、大型車両を効率よく使用できる資材置場を探していたところ、賃貸人との話しがまとまり、申請に及んだものです。農地区分は第1種農地と判断されます。不許可の例外にじみ出しによる転用です。隣接農地の被害防除、排水等については特に問題なく、代替性も検討され、転用面積も適当と思われます。この案件につきましては、地区審査会で現地調査及び現地での聞き取り調査を行いましたので、後ほど班長から報告があります。

5 番 職員から説明がありました整理番号14番につきましては、2班としては許可相当と判断しました。整理番号15番の案件につきましては、地区審査会で現地



調査及び現地での聞き取り調査を行いましたので、報告します。地図をご覧ください。現地は有度山です。農地区分は第1種農地という判断です。現在は茶畑ですが生育がよいとは感じられなく、収量もないような感じがしました。第1種農地であるが、周辺農地への影響もほとんどないということを確認しました。現在の資材置場は3,400㎡の広さを借りておりますが、段差があり、使い勝手が悪いので、新しい資材置場を探していました。申請地以外の場所も探したが他に適地がないということを確認しましたので、問題はないのではないかと判断しました。造園業ということで、残土がでるということはなく、重機、石、砂利などを置くということです。川側には土で土留壁を上流から下流に、幅90cm、高さ30cmで設置するということです。車の出入りはできるだけ道路の直線箇所で行って欲しいことの話をしました。また、工事の際は周辺施設には周知をすることを話しました。なお、現在の事務所の場所には普段使用しない資材などを置いて使用していくということで返還はしないということでした。敷地の大きさについても適当であると判断しました。以上のことから、2班として許可相当と判断しました。

事務局

4班です。整理番号16番、17番は同一案件のため併せて説明させていただきます。葵区の案件です。内容は記載のとおりです。申請事由ですが、申請地隣地の譲受人の自宅駐車場が狭いため、共有物分割により、住宅敷地を拡張したく、申請に及んだものです。農地区分は第3種農地と判断されます。隣接農地の被害防除、排水等については特に問題なく、転用面積も適当と思われます。整理番号18番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。申請人は、障害福祉サービス事業を営む法人です。申請事由ですが、申請法人は、重症心身障害児対応型の施設を運営しております。現在、重症心身障害児対応型の施設が不足していることから、近隣に総合病院や施設が立地する申請地にて、重症児者の対応ができる社会福祉施設を建築したく申請に及んだものです。農地区分は第3種農地で、都市計画法上の開発行為許可申請もされており、隣接農地の被害防除、排水等については特に問題なく、転用面積も適当と思われます。この案件につきましては、追認案件として是正方針を決定した案件です。

7番

職員から説明がありました整理番号16番、17番、18番の3件について、4班としては許可相当と判断しました。

議長

これより質疑に入ります。地区審査会の各班からの説明について、発言のある

方は挙手をお願いします。

1 1 番  
事務局

整理番号15番について、にじみ出しの定義を教えてください。

第1種農地の転用はできないこととなっているが、その中の例外規定の一つとして、集落にとって必要な施設であることとということがあり、例えば分家住宅があります。定義として、日常生活上必要な施設ということで、店舗、事業所、作業所等、集落に居住する者が生活を営む上で必要な施設という定義があります。この中では、この集落の近くに事務所を持っている法人が使用することなので、にじみ出しという例外規定を使って転用するということになります。

3 番  
事務局

整理番号13番の無指定であるのに既存宅地という表現になっていることについて説明をお願いします。

議案書上の既存宅地の意味は、登記地目が宅地、山林、雑種地というだけで、都市計画法上の既存宅地の意味で表記しているものではありません。これは併用する土地の登記地目を表しているだけです。表記方法は今後検討します。

事務局

この業者が離れているところの業者であれば難しいということになります。今後記載の方法は検討していきます。

3 番  
事務局

11番の無指定の場合、事務所設置については他法令での許可の要否について教えてください。

無指定は都市計画区域外なので都市計画法上の手続きは特になく、農地法の許可のみになります。

3 番  
事務局

農地法の許可が無くても事務所は建てられるのですか。

地目が農地であれば農地法が適用され、許可は必要となります。

3 番  
事務局

事務所の規模や用途による許可の必要性について確認したい。無指定地域でも建築確認等の農地法以外の手続きが必要なのではないか。

規模、用途の内容により必要になる場合もあります。申請者には関係課には確認をするよう指示済みとなっています。その結果、農地法の手続きのみでよいとの確認をしています。

1 0 番  
事務局

整理番号11番は、職員102名の大きい事務所が建つということで、隣接の農地に被害を及ぼさないか確認したい。事務所はどのようなもので、どこに建つか。隣接農地との距離はどのくらいなのか。結果、被害を及ぼさないということを確認する資料はありますか。

計画平面図が提出されており、農地との境にはフェンスを設置することになっ

ております。事務所については2階建であり、1階の建築面積は155㎡の建物が建つ予定になっており、建築位置は申請地の東側道路沿いに建築する予定になっています。フェンスは、通路箇所以外は設置することになっており、農地との境にも設置することになっています。隣接地の方には説明済となっています。

- 10番 隣接地との距離の記載はありますか。近隣への説明は、事業自体の説明の他、建築物の高さ、建築位置などについても説明しているのですか。
- 事務局 建物は2階で、それほど高くはありません。農地は北側になりますが、土地所有者には説明しているということです。高さについての説明は確認します。
- 8番 農地所有者は農業を消極的に捉えている方の方ようです。社員は102名ですが、申請地に全員が通うのかは確認できていません。
- 11番 隣接農地の建物建築予定地側は現在、不耕作になっております。申請代理人も承知済になっています。
- 10番 建物を建てる場合は、隣接農地への対応等に注意してください。
- 事務局 日照権の問題もありますので、建屋の高さなども気を付けて審議していきます。
- 議長 発言もないようですので、議案第10号について、原案のとおり決定してよいでしょうか。

(異議なし)

議長 議案第10号は、原案のとおり決定いたしました。次に、議案第11号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 **【議案第11号朗読】**

申請は12ページに記載のとおりです3件でございます。

事務局 1班です。整理番号2番、葵区の案件です。内容は、記載のとおりです。現況は、山林です。こちらの案件ですが、昭和50年頃から耕作されず現在に至り、証明基準5の耕作されない状態が続いたことにより森林・原野化し、農地への復元が不可能な土地に該当します。令和3年4月26日に地区担当農業委員の立会いのもと現地写真等を確認していただきました。この案件については農地法3条の整理番号7番との関連案件になります。整理番号3番、清水区の案件です。内容は、記載のとおりです。現況は、宅地です。こちらの案件ですが、平成4年に資材等を保管する倉庫を建築し現在に至り、証明基準2の建築物等が設置されている土地に該当します。令和3年4月26日に地区担当農業委員の立会いのもと現地調査を行い、確認をしていただきました。この案件については農地法3条の

整理番号8番との関連案件になります。整理番号4番、清水区の案件です。内容は、記載のとおりです。現況は、宅地です。こちらの案件ですが、昭和50年に亡き義父が居宅を建築し現在に至り、証明基準2の建築物等が設置されている土地に該当します。令和3年4月26日に地区担当農業委員の立会いのもと現地調査を行い、確認をしていただきました。

8 番 整理番号2番、3番、4番の3件について、1班として承認することと判断しました。ご審議よろしく申し上げます。

議 長 議案第11号について発言のある方は挙手をお願いします。

発言もないようですので、議案第11号について、原案のとおり承認してよいでしょうか。

(異議なし)

議 長 議案第11号は、原案のとおり承認いたしました。次に、議案第12号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 **【議案第12号朗読】**

申請は14ページに記載のとおりです2件でございます。

事 務 局 それでは、説明いたします。こちらの証明は、生産緑地法第10条の規定による生産緑地の買取り申し出事由が生じた従事者について証明を行うものです。整理番号2です。こちらの生産緑地は平成23年に指定され、故障前、主たる従事者は年間約250日農作業に従事していました。4月15日に現地調査を実施し、申出者へ聞き取りを行いました。続きまして、整理番号3です。こちらの生産緑地は平成18年に指定され、故障前、主たる従事者は年間約100日農作業に従事していました。4月20日に現地調査を実施し、申出者へ聞き取りを行いました。以上でございます。

議 長 ただいまの議案第12号について、発言のある方は挙手をお願いします。

発言もないようですので、議案第12号について、原案のとおり承認してよいでしょうか。

(異議なし)

議 長 議案第12号は、原案のとおり承認いたしました。次に、議案第13号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 **【議案第13号朗読】**

別段の面積案は16ページに記載のとおりでございます。

事務局 下限面積について、原則50aであるところ、地域ごと30a、20aへと緩和されています。先月に引き続き、農地法第3条第2項第5号の規定により中山間地域の別段の面積及び区域の指定を行うものです。中山間地域の空き家バンクを利用した農地の下限面積の緩和制度を利用した3件目の事例となります。市の中山間地域の空き家情報バンクの担当課に移住相談をして登録された空き家を利用して移住し、その空き家に付随する農地を耕作するという要件を満たした場合に農地の下限面積を緩和します。内容につきましては、議案書16ページに記載のとおりです。申請者は中山間地域空き家情報バンクで登録された葵区の住宅を購入し、令和3年3月に市内から転居をした方です。今回住宅の隣接地の農地については今後、葉菜類、根菜類の栽培を予定しています。当該地区の下限面積は30aであります。今回の申請により下限面積を下げ、0.9aと定めるものであります。なお、この決定を受け、6月以降の総会議案として農地法第3条第1項の規定による許可申請がされることとなります。

議長 ただいまの議案第13号について、発言のある方は挙手をお願いします。

3番 施行日は定められているのですか。

事務局 静岡市農業委員会農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積及び区域の指定事務処理要領があり、その中で定めてあります。告示、県知事への通知という形でこの内容告示し通知します。その日を総会の日としています。

3番 県知事に通知する日を施行の日としているということですね。

事務局 そのとおりです。

18番 周りの土地ではなく、離れた土地は該当しますか。

事務局 静岡市中山間地域空き家情報バンクに登録し、登録された物件に付随する農地であれば居住する建物に隣接していなくて多少離れていても、管理できる場所であれば認められます。

議長 発言もないようですので、議案第13号について、原案のとおり決定してよいでしょうか。

(異議なし)

議長 議案第13号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、報告事項に入ります。報告第7号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長 【報告第7号朗読】

通知は18ページの4件がございました。内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め書類は完備しておりましたので、受理いたしました。

事務局 整理番号1番については、賃借料未払いのため、合意解約に至りました。既に新しく借りたいと希望の方がいて調整中です。整理番号2番については、賃貸人が農地として利用するため、合意解約しました。整理番号3番については、賃貸人が高齢で農作業が困難となり、経営規模縮小のため、合意解約しました。整理番号4番については、賃貸人が宅地として売買するため、合意解約しました。

議長 ただいまの報告第7号について、発言のある方は挙手をお願いします。

発言もないようですので、報告第7号を終わります。次に、報告第8号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長 【報告第8号朗読】

届出は20ページから24ページの56件がございました。その内訳は、4条の転用が17件、5条の転用が39件です。5条の転用の内訳としましては、所有権移転が37件、使用貸借による権利の設定が2件でございます。内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め書類は完備しておりましたので、受理いたしました。

議長 ただいまの報告第8号について、発言のある方は挙手をお願いします。

発言もないようですので、報告第8号を終わります。次に、報告第9号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長 【報告第9号朗読】

届出は26ページの16件がございました。内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め書類は完備しておりましたので、受理いたしました。

議長 ただいまの報告第9号について、発言のある方は挙手をお願いします。

事務局 3番が欠番になっておりますが、一旦取り下げられています。9番の内容が3番の出し直しされた内容となっております。

議長 発言もないようですので、報告第9号を終わります。以上をもちまして、第2回静岡市農業委員会総会を閉会いたします。